

様式第1号(甲) (第2条関係)

収 支 報 告 書

2021年 4 月 22 日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

会派の名称 大阪維新の会堺市議会議員団

代表者氏名 的場 慎一

経理責任者氏名 西川 知己



(代表者又は経理責任者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、
政務活動費について次のとおり報告します。

令和二年度

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	6,480,000	@30000円 × 18人 × 12ヶ月 = 6,480,000 円
2 その他		
収入合計	6,480,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
開 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	132,000	132,000	時事行財政情報誌購入等
広 報 ・ 広 聴 費	5,085,652	5,085,652	議会活動報告書の印刷・配布等
人 件 費			
事 務 ・ 事 務 所 費	1,107,385	1,107,385	事務機器の購入・維持
支 出 合 計	6,325,037	6,325,037	

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【広報・広聴費】	4月～3月	会派として市政レポートを作成、印刷、またポスティング業者に堺市内配布してもらう。
【事務・事務所費】 コピー用紙・インク 購入 会派控え室ネット接 続 Web会議の備品購 入、接続代 カラーテレビの購入 ホワイトボードの購 入	4月～3月	議会資料、会議資料作成用のコピー用紙:の購 入。印刷機の保守。 情報検索のため、ネット接続整備。 感染症対策のためWebでの会議が増加した ので、それに伴いWeb会議用の備品購入。 Web環境の整備。

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
4月10日	4・1	1,620,000		1,620,000	政務活動費4月～6月受け入れ		
4月27日	4・2		6,490	1,613,510	控え室ネット接続料	⑨	
4月27日	4・3		29,376	1,584,134	フルカラー複合機リース代	⑨	
4月28日	4・4		53,320	1,530,814	コピー・プリント代	⑨	
月 計		1,620,000	89,186				
累 計		1,620,000	89,186	1,530,814			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
5月26日	5・1		6,490	1,524,324	控え室ネット接続代	⑨	
5月27日	5・2		29,376	1,494,948	フルカラー複合機リース代	⑨	
5月28日	5・3		42,915	1,452,033	コピー・プリント代	⑨	
月 計		0	78,781				
累 計		1,620,000	167,967	1,452,033			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月10日	6・1		33,000	1,419,033	時事行財政情報代	⑥	
6月17日	6・2		1,193,594	225,439	チラシ・デザイン・印刷・新聞折り込み代	⑦	
6月26日	6・3		6,490	218,949	控え室ネット接続代	⑨	
6月29日	6・4		28,955	189,994	コピー・プリント代	⑨	
6月29日	6・5		29,376	160,618	フルカラー複合機リース代	⑨	
月 計		0	1,291,415				
累 計		1,620,000	1,459,382	160,618			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月10日	7・1	1,620,000		1,780,618	政務活動費7月～9月分受け入れ		
7月27日	7・2		29,376	1,751,242	フルカラー複合機リース代	⑨	
7月27日	7・3		6,490	1,744,752	控え室ネット接続代	⑨	
7月28日	7・4		56,115	1,688,637	コピー・プリント代	⑨	
月 計		1,620,000	91,981				
累 計		3,240,000	1,551,363	1,688,637			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
8月11日	8・1		2,200	1,686,437	ZOOM使用料金	⑨	
8月26日	8・2		6,490	1,679,947	控え室ネット接続代	⑨	
8月27日	8・3		29,376	1,650,571	フルカラー複合機リース代	⑨	
8月28日	8・4		40,477	1,610,094	コピー・プリント代	⑨	
月 計		0	78,543				
累 計		3,240,000	1,629,906	1,610,094			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月10日	9・1		14,999	1,595,095	ホワイトボード購入費	⑨	
9月10日	9・2		2,200	1,592,895	ZOOM使用料金	⑨	
9月10日	9・3		33,000	1,559,895	時事行財政情報代	⑥	
9月28日	9・4		29,376	1,530,519	フルカラー複合機リース代	⑨	
9月28日	9・5		6,490	1,524,029	控え室ネット接続代	⑨	
9月28日	9・6		41,187	1,482,842	コピー・プリント代	⑨	
月 計		0	127,252				
累 計		3,240,000	1,757,158	1,482,842			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月10日	11・1		2,200	2,997,447	ZOOM利用料	⑨	
11月26日	11・2		6,490	2,990,957	控え室ネット接続代	⑨	
11月27日	11・3		12,760	2,978,197	フルカラー複合機リース代	⑨	
11月30日	11・4		47,771	2,930,426	コピー・プリント代	⑨	
月 計		0	69,221				
累 計		4,860,000	1,929,574	2,930,426			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
12月10日	12・1		2,200	2,928,226	ZOOM利用料	⑨	
12月10日	12・2		33,000	2,895,226	時事行財政情報代	⑥	
12月22日	12・3		13,310	2,881,916	コピー用紙代	⑨	
12月28日	12・4		20,067	2,861,849	コピー・プリント代	⑨	
12月28日	12・5		6,490	2,855,359	控え室ネット接続代	⑨	
12月28日	12・6		12,760	2,842,599	フルカラー複合機リース代	⑨	
月 計		0	87,827				
累 計		4,860,000	2,017,401	2,842,599			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月8日	1・1	1,620,000		4,462,599	政務活動費1月～3月受け入れ		
1月12日	1・2		2,200	4,460,399	ZOOM使用料	⑨	
1月26日	1・3		6,490	4,453,909	控え室ネット接続代	⑨	
1月27日	1・4		12,760	4,441,149	フルカラー複合機リース代	⑨	
1月27日	1・5		51,744	4,389,405	コピー・プリント代	⑨	
1月27日	1・6		2,830	4,386,575	コピー用紙代	⑨	
月 計		1,620,000	76,024				
累 計		6,480,000	2,093,425	4,386,575			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2月2日	2・1		791,440	3,595,135	チラシ制作費・ポスティング代	⑦	
2月5日	2・2		220,440	3,374,695	ポスティング代	⑦	
2月10日	2・3		12,980	3,361,715	webマイク購入費	⑨	
2月10日	2・4		2,200	3,359,515	ZOOM使用料	⑨	
2月17日	2・5		1,373,760	1,985,755	ポスティング代	⑦	
2月26日	2・6		6,490	1,979,265	控え室ネット接続代	⑨	
月 計		0	2,407,310				
累 計		6,480,000	4,500,735	1,979,265			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

大阪維新の会堺市議会議員団

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月1日	3・1		12,760	1,966,505	フルカラー複合機リース代	⑨	
3月1日	3・2		16,483	1,950,022	コピー・プリント代	⑨	
3月10日	3・3		33,000	1,917,022	時事行政情報代	⑥	
3月10日	3・4		2,200	1,914,822	ZOOM使用料	⑨	
3月14日	3・5		185,000	1,729,822	カラーテレビ購入費	⑨	
3月25日	3・6		12,800	1,717,022	webカメラ購入費	⑨	
3月25日	3・7		6,264	1,710,758	コピー用紙購入費	⑨	
3月26日	3・8		6,490	1,704,268	控え室ネット接続代	⑨	
3月29日	3・9		12,760	1,691,508	フルカラー複合機リース代	⑨	
3月29日	3・10		30,127	1,661,381	コピー・プリント代	⑨	
3月30日	3・11		1,506,418	154,963	チラシ制作費・新聞折り込み代	⑦	
月 計		0	1,824,302				
累 計		6,480,000	6,325,037	154,963			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳
 会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 堺市議会議員団

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2021年 3月14日	カラーテレビ	75M540X	185,000	185,000 (按分率 100%)	5年	2026年 3月14日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

590-0078

大阪府堺市堺区
南瓦町3-1

お問合せ先
担当支店 西日本営業第一部
電話 06-6530-7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

大阪維新の会 堺市議会議員団 御中



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階



431111 05281 0001406#
0001/0003 0002971

日立キャピタルNBL株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】

リース期間	36ヶ月		
リース期間開始日	2018/05/22	リース期間満了日	2021/05/21
リース料	27,200円	リース料	979,200円
消費税等	2,176円	消費税等	78,336円
お支払額	29,376円	お支払額	1,057,536円
お支払日	27日	お支払方法	口座振替

【お支払引落口座】

金融機関名	三菱UFJ銀行堺東支店	預金種目	普通	口座番号	[REDACTED]
口座名義人	オオサカイシンノカイサカイシギカイギンダン カイケイ ミヤケ タツヤ				

【お支払内容】

(単位:円)

回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2018/06	29,376	27,200	2,176	1,028,160	31	2020/11	29,376	27,200	2,176	146,880
2	2018/06	29,376	27,200	2,176	998,784	32	2020/12	29,376	27,200	2,176	117,504
3	2018/07	29,376	27,200	2,176	969,408	33	2021/01	29,376	27,200	2,176	88,128
4	2018/08	29,376	27,200	2,176	940,032	34	2021/02	29,376	27,200	2,176	58,752
5	2018/09	29,376	27,200	2,176	910,656	35	2021/03	29,376	27,200	2,176	29,376
6	2018/10	29,376	27,200	2,176	881,280	36	2021/04	29,376	27,200	2,176	0
7	2018/11	29,376	27,200	2,176	851,904						
8	2018/12	29,376	27,200	2,176	822,528						
9	2019/01	29,376	27,200	2,176	793,152						
10	2019/02	29,376	27,200	2,176	763,776						
11	2019/03	29,376	27,200	2,176	734,400						
12	2019/04	29,376	27,200	2,176	705,024						
13	2019/05	29,376	27,200	2,176	675,648						
14	2019/06	29,376	27,200	2,176	646,272						
15	2019/07	29,376	27,200	2,176	616,896						
16	2019/08	29,376	27,200	2,176	587,520						
17	2019/09	29,376	27,200	2,176	558,144						
18	2019/10	29,376	27,200	2,176	528,768						
19	2019/11	29,376	27,200	2,176	499,392						
20	2019/12	29,376	27,200	2,176	470,016						
21	2020/01	29,376	27,200	2,176	440,640						
22	2020/02	29,376	27,200	2,176	411,264						
23	2020/03	29,376	27,200	2,176	381,888						
24	2020/04	29,376	27,200	2,176	352,512						
25	2020/05	29,376	27,200	2,176	323,136						
26	2020/06	29,376	27,200	2,176	293,760						
27	2020/07	29,376	27,200	2,176	264,384						
28	2020/08	29,376	27,200	2,176	235,008						
29	2020/09	29,376	27,200	2,176	205,632						
30	2020/10	29,376	27,200	2,176	176,256						

【ご連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきます。

注文請書



注文番号 183D18462001

発行日 平成 30 年 3 月 30 日

発注者 (甲)
大阪府新都市建設委員会

発注者 (乙)
大阪府新都市建設委員会

所在地
大阪府中央区今橋二丁目5番8号
富士ゼロックス大阪株式会社
取締役社長 渡邊 康彦

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みます。)

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約内容: トータルサービス契約
契約条件番号: JTI0018
契約対象商品: DocuCentre-Vi C371 PFS
発注者: 大阪府新都市建設委員会
契約期間: 平成30年3月20日から平成31年3月19日まで
開始: マーチャー1 / マーチャー2 / マーチャー3 / マーチャー4 / マーチャー5 / マーチャー6

第1条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

EP の種類	利用目的	取得情報
[EP-DX]	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンターの送料の請求 (3) 「履歴」の発生状況の通知 (把握およびリモート保守)	・ 「機械」の各種メーターカウンタデータ ・ 「履歴」の使用履歴交換などの情報 ・ 故障自動検針 ・ 「履歴」に基盤された FAX 自動 ID (EP-DX のみ)
[EPnet-BOX] [3net-BOX] [4net-BOX]	(4) 消耗品の配送 (5) 「富士ゼロックス」等が配送、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加 向上	・ 「履歴」の各種メーターカウンタデータ ・ 「履歴」の故障に関する自動監視および故障診断のための「履歴」に関する情報 ・ 「履歴」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「履歴」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報
[EP-BB] [EP-BD] [sh]	(6) 乙が甲に対する各種図案	

第2条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

第3条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

第4条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

第5条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

第6条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

第7条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

第8条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

第9条 (EP) の利用目的、乙が提供する情報項目
乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できる状態に加工した後に利用する場合があります。
乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の情報項目のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が提供項目の一部を取得できない場合があります。

料項目等	数量	単価 (円)	料金 (円)
トータルサービス料金 (1台につき)	1カウントにつき		3.00
コピー/プリント料金 (1コピー/プリントにつき)	1カウントにつき		18.00
フルカラーモード (メーカー3)	1カウントにつき		23.00
最低コピー/プリント料金 (1台につき)	設置先等		3,000 (月間)

*設置先事業所:
**所在地: 大阪府新都市建設委員会 新都市建設委員会
***事業所名: 大阪府建設委員会
**印刷名: (印) (印) (印)
*EP適用: (印) (印) (印)
*FAX番号: (印) (印) (印)

以下余白

第1条 本契約は、甲が提供するサービス（以下「サービス」という）に関する、甲と乙との間の委託契約の形式（以下「サービス契約」という）に基づき、甲が乙に対して、本契約の目的を達成するために必要なサービスを提供することとする。...

第2条 本契約は、甲が提供するサービス（以下「サービス」という）に関する、甲と乙との間の委託契約の形式（以下「サービス契約」という）に基づき、甲が乙に対して、本契約の目的を達成するために必要なサービスを提供することとする。...

第3条 本契約は、甲が提供するサービス（以下「サービス」という）に関する、甲と乙との間の委託契約の形式（以下「サービス契約」という）に基づき、甲が乙に対して、本契約の目的を達成するために必要なサービスを提供することとする。...

第4条 本契約は、甲が提供するサービス（以下「サービス」という）に関する、甲と乙との間の委託契約の形式（以下「サービス契約」という）に基づき、甲が乙に対して、本契約の目的を達成するために必要なサービスを提供することとする。...

第5条 本契約は、甲が提供するサービス（以下「サービス」という）に関する、甲と乙との間の委託契約の形式（以下「サービス契約」という）に基づき、甲が乙に対して、本契約の目的を達成するために必要なサービスを提供することとする。...

第6条 本契約は、甲が提供するサービス（以下「サービス」という）に関する、甲と乙との間の委託契約の形式（以下「サービス契約」という）に基づき、甲が乙に対して、本契約の目的を達成するために必要なサービスを提供することとする。...

第7条 本契約は、甲が提供するサービス（以下「サービス」という）に関する、甲と乙との間の委託契約の形式（以下「サービス契約」という）に基づき、甲が乙に対して、本契約の目的を達成するために必要なサービスを提供することとする。...

追加条項(特約事項)

1. 本契約に基づき、乙が実施する保守サービス及び消耗品の供給ならびにこれらに付帯する業務は、乙から当該業務の委託を受けた次の者(以下丙という)が実施するものとします。

(会社名) 株式会社 阪南ビジネスマシン

2. 前1項に基づき甲に供給された消耗品等の所有権は乙に帰属するものとします。

3. 本契約により発生するトータルサービス料金は、丙が本契約所定の条件に従い乙に代行して甲に請求します。

4. 甲は前項による請求金額を丙に支払います。この丙に対する支払いをもって、甲の乙に対する料金支払債務の弁済は完了したものとします。

5. 上記3及び4項の合意は、乙が直接甲に受領する権限を妨げるものではありません。

6. 乙は乙丙間にて事務代行の終了を合意したときは、その旨を甲に対して書面にて通知します。書面による通知によらなければ、乙は丙による事務代行の終了を甲に対抗できません。

7. 本追加条項により丙が実施する事項については、本契約の各条項にもとづき乙が責を負うものとします。

以上

デジタルフルカラー複合機メンテナンス契約書

貴名 大阪維新の会堺市議会議員団（以下、甲という）と 株式会社ジーピーエス（以下、乙という）とは、デジタルフルカラー複合機（以下、複合機という）のメンテナンスに関して次の通り契約を締結いたします。

第1条（契約の目的）

本契約は、乙が甲に対し本契約所定の条項に従いメンテナンスを提供し、甲はこれに対しメンテナンス料金を支払うことを目的とします。

第2条（メンテナンス）

- 1) 本契約に基づき、乙が甲に対して提供するメンテナンスの内容は以下の通りとします。
 - ① 対象の複合機を良好な状態に維持するため、乙の又は乙が委託した会社のサービス技術者を派遣し、所定の点検・調整又は故障修理を行うと共に、感光ドラム、デベロッパの消耗品及びその他部品の交換、並びにトナーの供給を行います。
 - ② 複合機の設置時及びメンテナンスの都度、乙が必要と認めた場合には、乙は甲の複合機取扱責任者に対し、複合機の取扱いについての指導を行います。
- 2) 前項第①号の点検・調整又は修理時に複合機の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。
- 3) 乙が行うメンテナンスは原則として、平日9時から18時までの乙の営業時間内に限られます。

第3条（メンテナンスの対象）

乙は複合機及び、本契約締結後に甲乙合意の上同設置場所に一時的に設置する複合機の代替機に限りメンテナンスを行うものとします。

第4条（設置場所並びに複合機の移動・撤去）

- 1) 複合機の設置場所は、第8条に示す通りとします。
- 2) 甲は、複合機を第8条に示す設置場所以外に移動又は撤去を希望する場合には、事前に乙に通知し承認を得るものとし、乙の承認なくして移動又は撤去を行ってはならないものとします。
- 3) 前項に示す複合機の移動・撤去並びに本契約終了時の複合機の撤去は、甲が甲の負担でおこなうものとします。
- 4) 前項に拘わらず、甲の希望により乙が複合機の移動・撤去を行った場合は、乙はその費用を甲に請求できるものとし、甲は乙にこれを支払うものとします。
- 5) 乙所定の、第8条のメンテナンス料金の変更が必要となる地域に複合機を移動する場合、本契約は再度締結し直すものとします。

第5条（用紙及び用紙の使用対象）

甲は複合機の使用にあたり、原則として乙の定める規格に適した用紙を使用するものとします。但し、甲がその選択により、乙の定める規格に適した用紙以外の用紙を希望する場合、甲は事前に乙に相談するものとします。

第6条（トナー）

甲は、複合機の使用にあたり、乙が供給する純正トナーのみを使用することとします。

第7条（未使用のトナーの取り扱い）

- 1) 未使用のトナーの所有権は乙に帰属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。又、表記デジタルフルカラー複合機以外の複合機等に転用してはならないものとします。
- 2) 甲が前項に反して未使用のトナーを損傷、転用、紛失等した場合は、甲は乙が被った損害を弁償するものとします。
- 3) 本契約が解約された場合又は、甲が複合機の処分（廃棄、下取り、売却等）を希望する場合は事前に文書にてその旨を乙に通告すると共に、甲は乙に対して甲の負担をもって直ちに未使用のトナーを返却するものとします。

第8条 (メンテナンス料金)

メンテナンス料金は甲における作成コピーの枚数に従って算出されるものとし、以下の料金体系とします。
尚、基本料金の契約が無い場合の1ヶ月間の最低メンテナンス料金は、30円とします。

メンテナンス料金	基本料金	() 円で、白黒() 枚、カラー() 枚カウントを含む		
	付加料金	白黒	() 枚～() 枚カウント部分 () 円/枚 () 枚～() 枚カウント部分 () 円/枚 (1) 枚カウントを越える部分 (0.7) 円/枚、A3は、シングルカウント	
		カラー	() 枚～() 枚カウント部分 () 円/枚 () 枚～() 枚カウント部分 () 円/枚 (1) 枚カウントを越える部分 (6.0) 円/枚、A3は、シングルカウント	
消費税	外 税	ミスコピー控除	(有) (1%) / 無	
トナー	メンテナンス料金を含む		用 紙	メンテナンス料金に含まない
機種名	シャープ MX-3661	製造No.	050 317 209	
設置場所	〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館 11階			
白黒 開始カウンター	実枚数	カラー 開始カウンター	実枚数	
支払条件	(末) 日締め、() 日後/翌月(27) 日、(口座振替) / 振込み)			
PC接続	<ul style="list-style-type: none"> 複合機とパソコンの接続設定については、パソコン1台毎に下記の料金を別途請求するものとします。 【プリンタ接続設定料金: 1,500円/台】【スキャナ接続設定料金: 3,000円/台】 【その他設定料金: 乙が定める料金】 パソコンの接続設定において、自作のパソコン、メーカーサポートの終了したOSを搭載したパソコン、海外製のOSを搭載したパソコン等(以下、特殊PCという)への接続は行っておりません。 特殊PCの接続によって特殊PC又は接続された複合機に問題が発生した場合、乙はその責を負わないものとします。 			
長期割引	<ul style="list-style-type: none"> 本契約に示されるメンテナンス料金は、長期割引を適用した料金となっております。 長期割引適用前の料金(以下、通常料金という)は下記の通りとします。 【白黒 1枚～ 6.0円/枚】【カラー 1枚～ 30.0円/枚】 長期割引は本契約の契約開始日から起算して、3年以上継続することを適用条件とします。 甲又は乙により3年未満に本契約が解約された場合、甲は乙に対し、契約開始日から解約日までの間の割引金総額(同期間における、通常料金からメンテナンス料金を差し引いた残額の合計額)を支払わなければならないものとします。 			
特約事項				

第9条 (メンテナンス料金の計算)

- 1) メンテナンス料金の計算は複合機1台毎に行い、複合機使用開始時のカウンター数値より起算され、カラー及び白黒の各基本料金と付加料金の合算により算出されるものとします。
- 2) 乙は原則として1ヶ月に1回カウンター数値を電話又は自動検針又は訪問にて確認し、確認された数値に基づき、メンテナンス料金の計算を行います。なお、第1回目の確認日は甲乙協議の上定めるものとし、以後は、1ヶ月毎の(a.10日、b.15日、c.20日、d.末日) の前後5日間とします。

第10条 (メンテナンス料金の支払い)

- 1) 甲は、乙に対し第8条に示す支払条件で、メンテナンス料金を支払うものとします。
- 2) 本契約が理由の如何を問わず終了した場合には、甲は乙が行うカウンター数値の最終確認に異議無く協力し、前項に従い最終のメンテナンス料金を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で最終確認が成し得なかった場合には、甲は乙の定める方法により計算されたメンテナンス料金を直ちに支払うものとします。

第11条 (複合機の適正使用)

甲は「通貨及び証券模造取締法」等の法律で禁止されている、紙幣や有価証券等の複写をしてはならないものとします。
又、甲はこれを徹底するため取扱責任者において、複合機の使用について充分な管理を行うものとします。

第12条 (適用除外)

下記の事由による複合機の修理・点検及び調整についてはメンテナンスの適用除外となり、別途費用を請求するものとし、
又、複合機の破損・滅失等が甚だしいと乙が判断した場合はメンテナンスの提供を中止できるものとします。

590-0078

大阪府堺市堺区
南瓦町3-1

大阪維新の会 堺市議会議員団

御中



作成日 : 2020/11/13
ページ : 1 / 2

お問合せ先
担当支店 西日本営業第一部 営業二課
電話 06-6530-7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

431111 11131 0001922#
0001/0003 0004088

啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
の度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

リース契約のご確認書

契約内容	リース	リース期間	60 ヶ月		
リース開始日	2020/11/11	リース期間満了日	2025/11/10		
販売店名	株式会社 ジービーエス 大阪法人営業部	リース料	11,600円	リース料	696,000円
		消費税等	1,160円	消費税等	69,600円
代表物件名	カラー複合機	お支払額	12,760円	お支払額	765,600円
※リース物件のご詳細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払日	27日	お支払方法	口座振替

お支払引落口座	金融機関名	三菱UFJ銀行堺東支店	預金種目	普通	口座番号	
口座名義人	オオサカインノカイサキシンギカイギンダン カイケイ ミヤケ タツヤ					

回数	お支払年月	お支払額	内容		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内容		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2020/11	12,760	11,600	1,160	752,840	31	2023/05	12,760	11,600	1,160	370,040
2	2020/12	12,760	11,600	1,160	740,080	32	2023/06	12,760	11,600	1,160	357,280
3	2021/01	12,760	11,600	1,160	727,320	33	2023/07	12,760	11,600	1,160	344,520
4	2021/02	12,760	11,600	1,160	714,560	34	2023/08	12,760	11,600	1,160	331,760
5	2021/03	12,760	11,600	1,160	701,800	35	2023/09	12,760	11,600	1,160	319,000
6	2021/04	12,760	11,600	1,160	689,040	36	2023/10	12,760	11,600	1,160	306,240
7	2021/05	12,760	11,600	1,160	676,280	37	2023/11	12,760	11,600	1,160	293,480
8	2021/06	12,760	11,600	1,160	663,520	38	2023/12	12,760	11,600	1,160	280,720
9	2021/07	12,760	11,600	1,160	650,760	39	2024/01	12,760	11,600	1,160	267,960
10	2021/08	12,760	11,600	1,160	638,000	40	2024/02	12,760	11,600	1,160	255,200
11	2021/09	12,760	11,600	1,160	625,240	41	2024/03	12,760	11,600	1,160	242,440
12	2021/10	12,760	11,600	1,160	612,480	42	2024/04	12,760	11,600	1,160	229,680
13	2021/11	12,760	11,600	1,160	599,720	43	2024/05	12,760	11,600	1,160	216,920
14	2021/12	12,760	11,600	1,160	586,960	44	2024/06	12,760	11,600	1,160	204,160
15	2022/01	12,760	11,600	1,160	574,200	45	2024/07	12,760	11,600	1,160	191,400
16	2022/02	12,760	11,600	1,160	561,440	46	2024/08	12,760	11,600	1,160	178,640
17	2022/03	12,760	11,600	1,160	548,680	47	2024/09	12,760	11,600	1,160	165,880
18	2022/04	12,760	11,600	1,160	535,920	48	2024/10	12,760	11,600	1,160	153,120
19	2022/05	12,760	11,600	1,160	523,160	49	2024/11	12,760	11,600	1,160	140,360
20	2022/06	12,760	11,600	1,160	510,400	50	2024/12	12,760	11,600	1,160	127,600
21	2022/07	12,760	11,600	1,160	497,640	51	2025/01	12,760	11,600	1,160	114,840
22	2022/08	12,760	11,600	1,160	484,880	52	2025/02	12,760	11,600	1,160	102,080
23	2022/09	12,760	11,600	1,160	472,120	53	2025/03	12,760	11,600	1,160	89,320
24	2022/10	12,760	11,600	1,160	459,360	54	2025/04	12,760	11,600	1,160	76,560
25	2022/11	12,760	11,600	1,160	446,600	55	2025/05	12,760	11,600	1,160	63,800
26	2022/12	12,760	11,600	1,160	433,840	56	2025/06	12,760	11,600	1,160	51,040
27	2023/01	12,760	11,600	1,160	421,080	57	2025/07	12,760	11,600	1,160	38,280
28	2023/02	12,760	11,600	1,160	408,320	58	2025/08	12,760	11,600	1,160	25,520
29	2023/03	12,760	11,600	1,160	395,560	59	2025/09	12,760	11,600	1,160	12,760
30	2023/04	12,760	11,600	1,160	382,800	60	2025/10	12,760	11,600	1,160	0

ご連絡事項] お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。